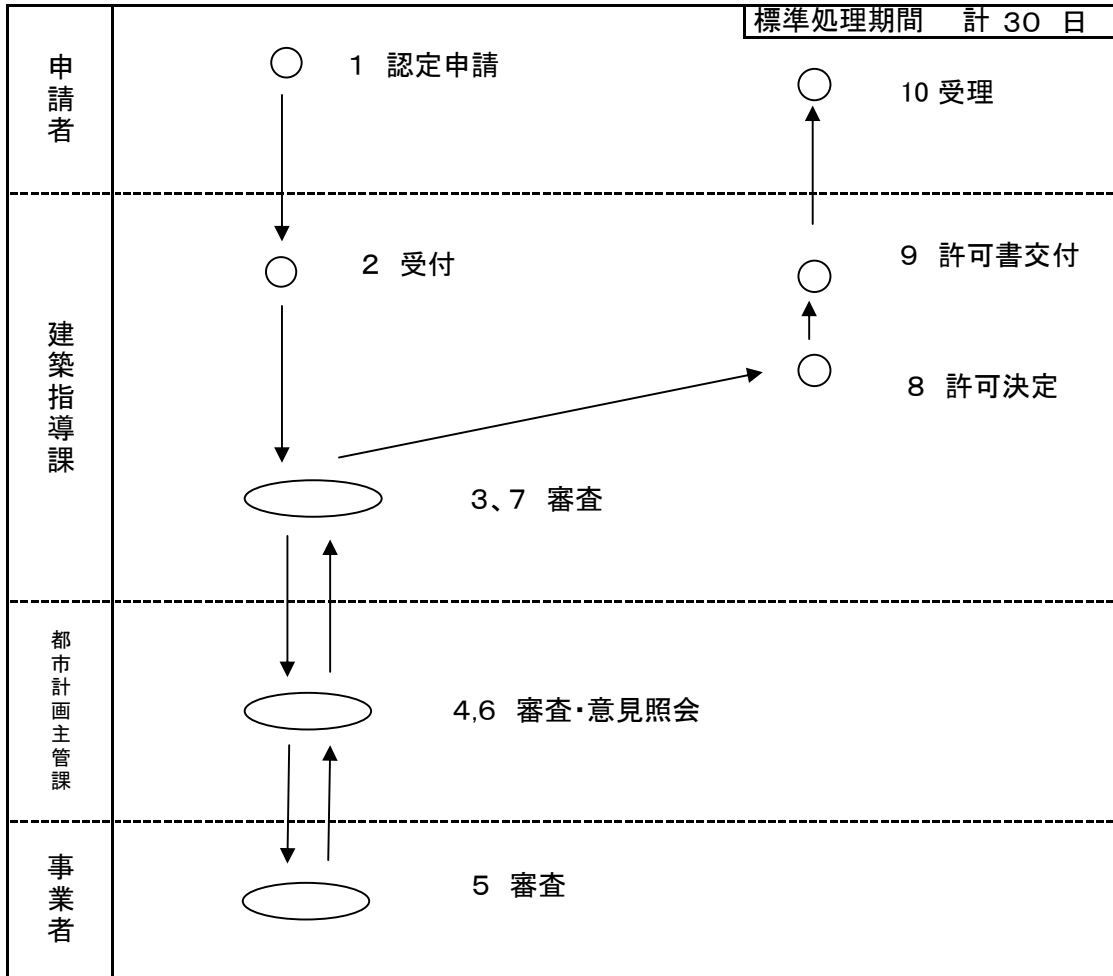


事務処理フロー図

事務名 都市再開発法に基づく建築物等の許可

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課指導係 電話30-745~748

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	認定申請	申請者は、受付窓口（建築指導課、島部は各支庁）に申請書を提出します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば受け付けます。
3、7	審査・許可決定	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、都市計画主管課を経由して都市計画事業者への意見照会を行います。
4、6	審査・意見照会	都市計画事業施行者に、意見照会を行います。
5	審査	都市計画事業の施行者として、事業遂行上の支障の有無を回答します。
8	許可決定	意見回答を踏まえ、許可相当と認める場合は認定を決定します。
9	許可書交付	認定通知書を申請人に交付します。
10	受理	